



○ ハンターになりませんか！？（狩猟免許試験のご案内）

1 狩猟免許試験の申込受付が始まります！

2023年度第1回狩猟免許試験の申込受付が **2023年6月9日（金）** から始まります。

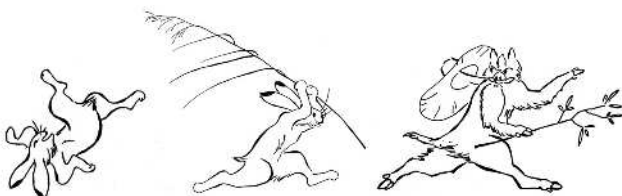
狩猟を行うためには、まず狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を取得しましょう。今年度の狩猟免許試験の日程は表1のとおりです。狩猟に興味がある方は、ぜひお申し込みください！不明な点のお問い合わせや、申込書等の受取り、提出は表2の県の機関までお願いします。

表1 2023年度狩猟免許試験日及び場所等

開催回	試験日	場所	申請書の受付期間
第1回	2023年8月6日（日）	刈谷市産業振興センター （刈谷市相生町1-1-6）	2023年6月9日（金）から 6月23日（金）まで
第2回	2024年2月17日（土）		2023年12月15日（金）から 2024年1月5日（金）まで

表2 狩猟免許試験に係るお問い合わせ先・申込書提出先

お住いの市町村	問い合わせ先	住所 電話番号
名古屋市	自然環境課（愛知県庁西庁舎） 野生生物・鳥獣グループ	名古屋市中区三の丸3-1-2 052-954-6230
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 県民環境部環境保全課	豊橋市八町通5-4 0532-35-6113
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市字石名号20-1 0536-23-2117
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所 環境保全課	名古屋市中区三の丸2-6-1 052-961-7254, 7255
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所 環境保全課	津島市西柳原町1-14 0567-24-2131
半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課	半田市出口町1-36 0569-21-8111
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市明大寺本町1-4 0564-27-2875
豊田市、みよし市	豊田加茂環境保全課	豊田市元城町4-45 0565-32-7494





2 「愛知県狩猟関係ポータル」を開設しました！！

2023年4月21日に、自然環境課が愛知県の狩猟に係る情報をまとめた「愛知県狩猟関係ポータル（右QRコード）」を開設しました。狩猟に役立つ情報を掲載していますので、狩猟に関心のある方は是非ご覧ください。狩猟免許試験の申請書等もこちらのページからリンクでアクセスできます。



<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/yasei/syuryou/index.htm>

3 愛知県の狩猟をめぐる現状と課題

狩猟には、趣味や資源利用だけでなく、生態系や農林水産業への被害を防止するための行為という側面もあり、人と野生鳥獣の共生に大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年では狩猟者の減少や高齢化が進み、また、生活環境や農林水産業などに大きな影響を及ぼすニホンジカやイノシシなどの生息数が増加したため、人との間のあつれきが課題となっています。

この課題解決のための重要な手段の一つである、狩猟を行う狩猟者の育成・確保を図ることが急務となっています。

4 狩猟免許試験の申込をする前に

狩猟免許試験の受験費等、狩猟免許の受験に係る経費について、補助を実施している市町村があります。補助を受けるための条件もありますので、補助制度の活用を検討されている方は、一度お住いの市町村役場にお問い合わせください。

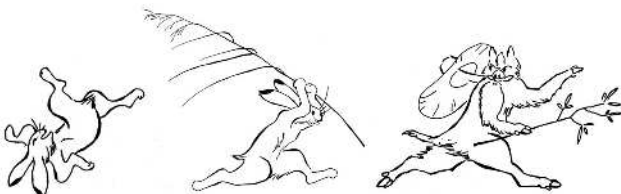


わなで捕獲されたニホンジカ



シカ(←)のシンタマ（もも肉）の
しっとり柔らか低温調理ロースト

(NK)





○ 鳥獣の捕獲についての基本的な話

今年度から鳥獣担当になった方は、鳥獣行政に慣れたでしょうか？実態が見えないまま日々の交付金事務に追われている方もいるかと思えます。野生イノシシ対策室にも、鳥獣が初めての担当が何人もいますので、ここで改めて「鳥獣の捕獲」について整理します。

1 「狩猟」と「許可捕獲」

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）第8条で、野生鳥獣は原則捕獲ができないとされていますが、「狩猟（第11条）」と「許可捕獲（第9条）」は特例として捕獲が認められており、図1、表1のとおり区別されています。

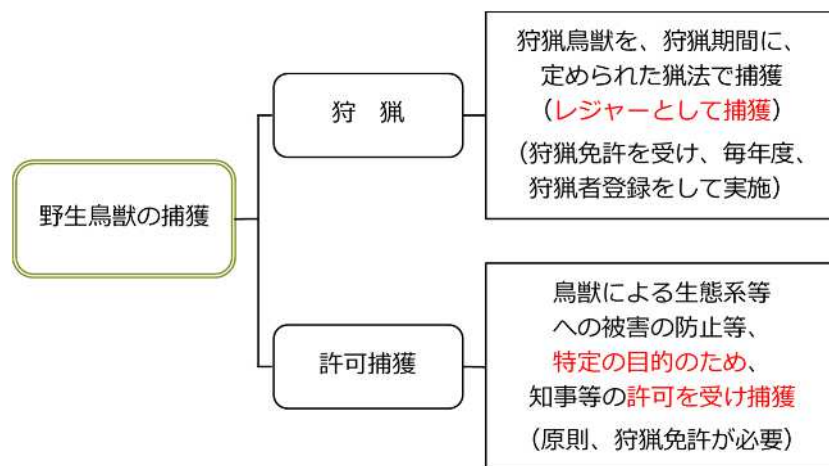
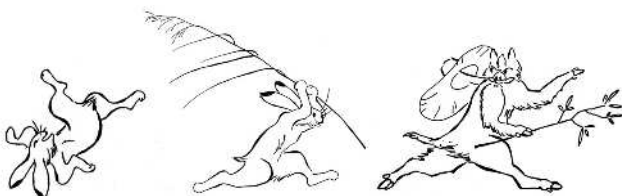


図1 「狩猟」と「許可捕獲」の違い

表1 「狩猟」と「許可捕獲」の違い

	狩 猟	許 可 捕 獲
対象	狩猟鳥獣（46種） ※鳥類のひな及び卵を除く	全ての鳥獣及び卵
捕獲又は採取の事由	問わない (趣味・レジャー)	・被害防止（有害鳥獣捕獲） ・特定計画に基づく個体数調整 ・その他（学術研究等）
要する資格	狩猟免許	原則として 狩猟免許
必要となる個別の手続き	狩猟者登録 (狩猟を行う都道府県) (狩猟税の納付)	許可申請（有害捕獲の場合は市町村長） (複数の市町村に係る場合等は都道府県知事)
捕獲対象地域	鳥獣保護区、休猟区等を除く可猟区	許可された範囲
捕獲できる時期	狩猟期間（冬期）のみ	許可された期間（年中可能）
捕獲方法	法定猟法 (網、わな、銃)	許可されれば方法は問わない (危険猟法等については制限あり)





2 狩猟について

狩猟とは、狩猟免許を取得し、狩猟税を支払って狩猟者登録したのちに、狩猟期（11月15日～2月15日（イノシシ・ニホンジカは3月15日））に、可猟区でできる、鳥獣捕獲です。狩猟免許を持っているだけでは、狩猟はできません。

3 許可捕獲について

許可捕獲とは、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて行う捕獲です。ただし、鳥獣の管理を目的とした捕獲（有害鳥獣捕獲等）については、知事から市町村に許可権限を委譲しています。

許可捕獲のうち、生活環境、農林水産業、生態系の被害防止のために許可を得て捕獲する「有害鳥獣捕獲」があり、市町村は鳥獣被害防止計画を策定し、対象鳥獣や捕獲頭数、被害軽減目標等を定めています。計画に記載され、市町村が許可をすれば、狩猟鳥獣ではないニホンザルを捕獲したり、箱わなでカラスを捕獲したりもできます。

また、捕獲許可を得るためには、原則として狩猟免許が必要です。つまり、「狩猟」「許可捕獲」に関わらず、鳥獣の捕獲には狩猟免許が必要と整理できます。

4 捕獲許可の例外について（鳥獣保護管理法基本指針Ⅲ第四2－3(2)）

上記で「狩猟免許が必要」としましたが、以下の場合には狩猟免許がなくても可能としています。ですが、やはり市町村の許可は必要です。

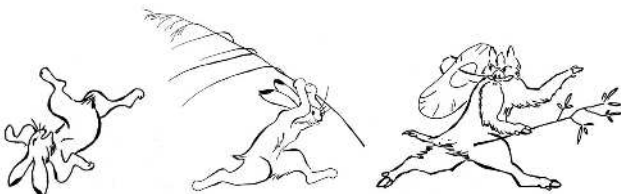
- (1) 小型の箱わな・つき網・手捕りによりアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合のうち、①住宅等の建物内の場合、②農業者自らの事業地内で1日1回以上の見回り等確認ができる場合
- (2) 農業者自らの事業地内で、囲いわなを用いてイノシシ・シカ等を捕獲する場合。
- (3) 許可を受けた法人が従事者に講習会を実施した上で、免許取得者の監督下で捕獲を行う場合。※次の記事（○鳥獣被害対策の基本（6））で詳しく説明しています。

(A S)

○ 鳥獣被害対策の基本（6） わなによる有害鳥獣捕獲の基礎(後編)

1 わなによる有害捕獲が抱える課題

わなによる有害鳥獣捕獲は地域の鳥獣対策の基幹となる取組ですが、様々な課題を抱えています。とりわけ次ページに挙げる3点は、解決に向けた取組が急がれます。





- (1) 担い手の確保が難しくなりつつある
- (2) 合法的ではない行為がみられる
- (3) 作業が大変で危険が伴う

(1) 担い手の確保が難しくなりつつある

主要な担い手である狩猟者団体の構成員が年々減少し、高齢化も進んでいます。

(2) 合法的ではない行為がみられる

残念ながら、令和の時代でも合法的とはいえない事案が未だ見られるのが現状です。ほとんどのケースは、当事者の理解が不十分なことに起因すると考えられます。

- ・ 正式な従事者以外の者によるわなの管理
- ・ わなで捕獲された鳥獣の放置死
- ・ 錯誤捕獲された目的外鳥獣の放置
- ・ 鳥獣の殺傷を企図した毒劇物(農薬)の使用 …など

(3) 作業が大変で危険が伴う

わな捕獲には日常的な管理はもとより、捕獲個体の止め刺しという精神的にも肉体的にもきつい作業がつきまといまいます。イノシシやニホンジカの殺処分作業では、危険は避けられません。



わな猟は非猟友会員でも可能



薬物での殺傷は違法行為



殺処分は命がけ

2 課題解決のために ～農業者のわな捕獲への参画～

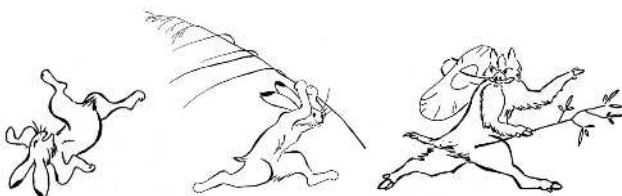
このような困難な課題を抱えながらも農作物被害対策を進展させるためには、被害対策の当事者である農業者の捕獲への参画がブレイクスルーの手段となります。特に「担い手の確保」という点において、当事者が担うのは当然のことです。

(1) 狩猟免許を持たない農業者が参画するには

銃器以外の方法(わな、網など)による有害鳥獣捕獲に狩猟免許を持たない者を補助的な従事者に含めることができる、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」(以下「従事者容認事業」という。)が一番の近道です。

地域の狩猟者団体等と連携し、1名以上のわな猟免許保持者を含むグループを組織して十分な安全対策を講じれば、わな猟免許を持たない者が補助的に作業従事することができます。補助的な活動で経験を積み、いずれわな猟免許を取得し、地域の対策をリードする捕獲従事者としての活躍も期待されます。

従事者容認事業の概要と導入手順を解説します。





ア 従事者容認事業の法制上の根拠

鳥獣保護管理法「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」一部改正(2011年9月、環境省) 4-(2)-②-1)ーイ(抜粋)

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。

☆通常は

わな猟免許を持たない農業者は、わなを用いた鳥獣の捕獲には原則的に関与できません。

わな猟免許	有害鳥獣捕獲の一連の作業				
	わな設置	わな管理		殺処分	わな撤去
		餌置き	見回り		
あり (猟友会員など)	○	○	○	○	○
なし (一般の農家)	×	×	×	×	×

○ 自ら実施することができる

× 実施することができない (してはいけない)

☆従事者容認事業の体制を整備すれば…

事業に参画する特定の農業者は、わな免許を取得しなくても補助的に捕獲に関与できるようになります。

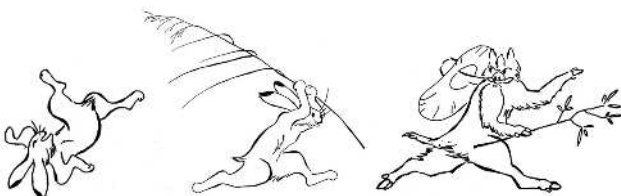
わな猟免許	有害鳥獣捕獲の一連の作業				
	わな設置	わな管理		殺処分	わな撤去
		餌置き	見回り		
あり (猟友会員など)	○	○	○	○	○
なし (捕獲補助農家)	△	○	○	△	△

○ 自ら実施することができる

△ わな猟免許保持者の補助ができる

× 実施することができない (してはいけない)

日常のわなの管理(エサ置きと見回り)は、地域の農業者主体で実施することが可能になります。わな設置、殺処分、わな撤去についても、狩猟免許を持つ捕獲従事者の立会の下で、補助的に実施することができます。





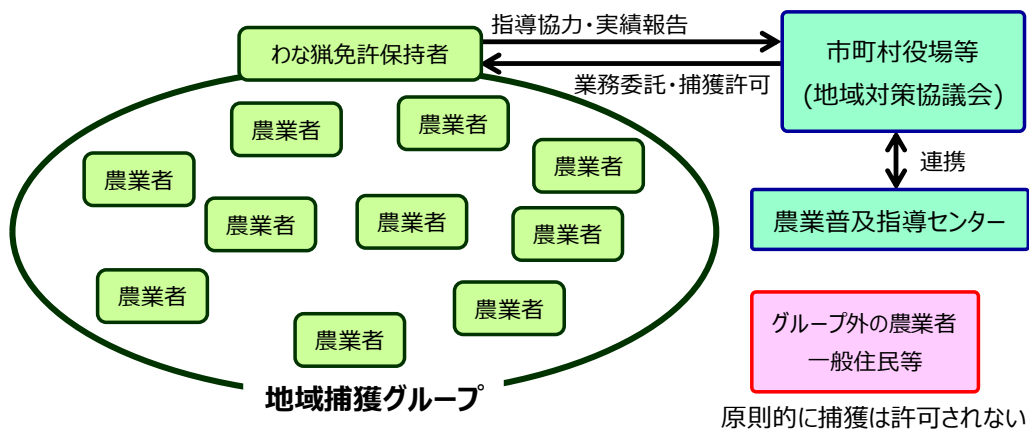
(2) 従事者容認事業の体制整備の方法

実施するための条件は以下の3つです。これらをクリアすれば、地域住民(農業者)が補助者として捕獲活動に参加できます。決して難しいことではありません。

- ア わな猟免許保持者を含むグループをつくり補助者を明確にする
- イ 事前に講習を受けて基礎知識を得る
- ウ 第三者に損害を与えた場合に備える(保険加入)

ア わな猟免許保持者を含むグループをつくり補助者を明確にする

不特定の住民との線引きを明確にするため、事業実施主体(通常は市町村役所)が補助者の名簿を整備します。



地域の捕獲グループによる従事者容認事業の体制

イ 事前に講習を受けて基礎知識を得る

従事者容認事業の概要、わな捕獲の基礎知識、安全対策等についての講習開催し、補助的従事を希望する農業者に受講してもらいます。



ウ 第三者に損害を与えた場合に備える(保険加入)

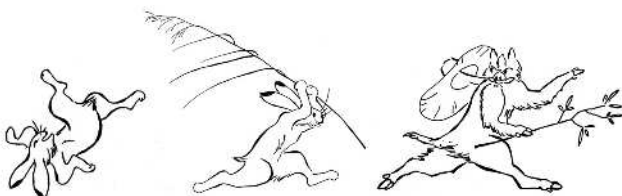
制度上「3,000万円以上の賠償に対応できること」が要件とされるので、不測の事態に備えて施設賠償責任保険等に加入します。市町村の被害防止計画に沿った活動とすれば、保険の経費に対して鳥獣被害防止総合対策事業(推進交付金)の補助を受けることもできます。

保険加入以前のこととして、事故を未然に防ぐことが何よりも大切です。看板やちらしなどによるわな設置の告知と理解促進、学校との協力による児童生徒への注意喚起などを実施しましょう。



(TO)

愛知県農業水産局農政部
農業振興課野生イノシシ対策室
お問い合わせ TEL052-954-6726





○ 死亡イノシシ通報のお願い

1 野生イノシシの豚熱陽性は増加傾向

愛知県内では、2018年12月の犬山市を皮切りに、2023年4月末までに174頭の陽性個体が確認されています。

2022年度は、岡崎市、瀬戸市、豊田市、豊川市で28頭確認され、2021年度の4倍に増加しています。



2 死亡イノシシは3頭に1頭が陽性

昨年度は死亡イノシシの検査を43頭実施し、このうち14頭が陽性(32.6%)となりました。

捕獲イノシシは、862頭検査し、14頭が陽性(1.6%)でしたので、死亡イノシシの陽性率の高さが際立ちます。

3 通報先はこちら

養豚農場への周知、経口ワクチン散布地点の見直しなどの対応を取るために、死亡イノシシの検査は非常に重要です。そのためには、皆様からの通報が必要不可欠です。平日・休日問わず対応していますので、ご協力よろしくお願ひします。

【通報先】

愛知県野生イノシシ対策室

平日 : 052-954-6725 (ダイヤルイン)

土日祝日 : 080-3668-1805 (休日対応用携帯電話)

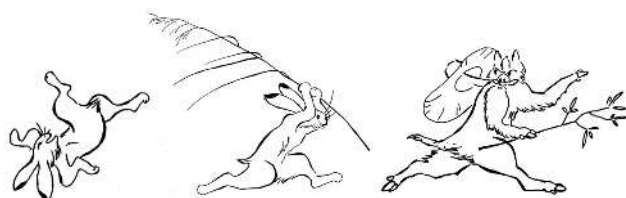
受付時間 : 午前8時45分から午後4時30分まで



Web ページの QR コード

(死亡野生イノシシに係る情報提供のお願い)

(K Y)





○ 野生イノシシ対策室 新室長あいさつ

皆さん、こんにちは！

本年度より野生イノシシ対策室長に就任しました加藤です。よろしくお願ひします。関係者の皆様方には、日頃より本県の野生イノシシ対策及び農作物への鳥獣被害防止対策に御理解・御協力をいただき、深く感謝申し上げます。



さて、国内における野生イノシシの豚熱の感染状況ですが、2018年9月に26年ぶりに岐阜県で陽性が確認されて以来、本州及び四国エリアの34都府県にまで拡大しております。一方、本県では、2020年11月以降、翌年9月まで陽性個体が確認されなかったものの、2021年10月に豊田市で1頭確認し、その後は、地域は限定されるものの断続的に確認しており、前年度の7頭から2022年度には28頭と増加傾向にあります。(今年度に入ってから、まだ陽性個体は確認されておりません(2023年5月18日現在)。このままであってほしい！)

こうした状況を踏まえ、5月1日から経口ワクチンの散布を開始するとともに、国の鳥獣被害防止総合対策事業や指定管理鳥獣捕獲等事業などを活用し、さらなる捕獲を進めてまいります。

併せて、捕獲従事者の養成や担い手の確保、登山者やキャンパーなど山林に入る皆さんへの豚熱ウイルス拡散防止の啓発にも取り組んでまいります。

当対策室の2023年度の体制につきましては、職員11名のうち、私を含めて6名が新メンバー(うち2名が新規採用)となっており、まだ若干、緊張感が漂っておりますが、現場主義で取り組んできた前任の方々の業務への思いを引き継ぎながら、知識・技術を深め、より効果的・効率的に業務推進ができるよう、関係者の皆様方と連携し、職員一同、全力で取り組んでいく所存ですので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(K T)

